

## 死体解剖資格申請に関する日本解剖学会としての指針（2021年4月）

### 一般社団法人 日本解剖学会

本指針は死体解剖資格のうち「系統解剖」に関する日本解剖学会の見解をまとめたものである。死体解剖資格の認定にかかる審査においては、系統解剖、病理解剖、法理解剖の3種があり、その認定は厚生労働省医道審議会の所管である。従って、学会員の死体解剖資格認定申請について日本解剖学会は直接関与する権限を持つものではない。しかし、系統解剖の教育を行なう教員の育成と実際の教育現場、さらにその実施の現状把握に関して最も精通している学術団体として、系統解剖領域での死体解剖資格の認定申請に関して、一定の指針を提示することは、その質の担保に資するものと考えられる。

系統解剖における死体解剖資格とは、解剖学教室の教授及び准教授と同様に、系統解剖を行なうこと、医学部及び歯学部系統解剖の実習を指導監督すること、さらに系統解剖の死体解剖資格を得ようとする後進の指導を行うことが独立してできるようになる資格であると解釈される。従って、この資格の認定において、それに見合うだけの知識・技能・態度が申請者に備わっているかどうか審査されることになる。その点で、死体解剖資格を認定する医道審議会死体解剖資格審査分科会に提出される申請書と添付書類（解剖経験証明書・履歴書・解剖調書・推薦状・在職期間証明等）には、申請者のこれらの資質を判断可能とする信頼性のある十分な情報が含まれる必要がある。なお、本指針は、この指針発出以降に新規申請するものから適用する。

#### 【日本解剖学会会員向けの指針】

（解剖を行った経験の定義）

- 1 系統解剖における死体解剖資格を得るための解剖を行った経験とは、死体解剖資格認定要領 第一 用語の定義にあるように、単に解剖に立ち会うのみならず、自らが頭部や体幹、さらには四肢を含む全身を開検し、解剖報告書等を作成した経験をいい、学生実習における解剖の経験も含むものとする。

（系統解剖学教育を担当する解剖学教室に所属する講師・助教等が申請する場合）

- 2 医学部医学科または歯学部歯学科の系統肉眼解剖学（以下系統解剖学）教育を担当する教室に所属し、死体解剖資格を得ようとする講師・助教等は、申請を予定する2年前（医師または歯科医師）、または5年前（医師・歯科医師以外）から計画を立て、献体業務の実務も含めて系統解剖学の教育（講義と実習）に参画し、系統解剖学の指導者として相応しい知識・技能・態度を習得するよう務めること。その際、申請書の解剖調書に記すため、自ら解剖を行った遺体、学生への指導を通じて解剖を行った遺体について記録を残すこと。

（死体解剖資格認定要領 第二 認定の基準1（4）に該当する者が申請する場合）

- 3 医学部医学科または歯学部歯学科の系統解剖学教育を担当しない解剖学教室に所属する講師・助教等、あるいは医学部医学科または歯学部歯学科以外に所属する教員等（註1）、さらには教員以外の者（註2）が死体解剖資格認定要領 第二 認定の基準1（4）に該当する者として死体解剖資格を申請する場合は、認定の基準1の(1)と(2)と同等以上の知識技能を有することを示す書類の提出が求められる。これらの書類としては、申請の直近2年間（医師または歯科医師）、または5年間（医師・歯科医師以外）に系統解剖学の教育または研究を行っていたことを証明する申請者の氏名が記載された医学部医学科または歯学部歯学科における系統解剖学の講義・実習のシラバス、系統解剖学に関する学会発表や論文などの研究業績、実際に解剖を行って作成した解剖報告書等、さらに実践的な解剖能力向上を目指す肉眼解剖学セミナーへの参加や指導等の実績を示す記録などが含まれる。認定の基準1（4）に該当するものとして申請を希望する者は、所属する教室の主任および医学部医学科または歯学部歯学科の系統解剖学教育を担当する教室主任らの了承のもとに、系統解剖学の教育または研究の実績が積めるよう計画を立て、系統解剖学の指導者として相応しい知識・技能・態度を習得するよう務めること。

（系統解剖学教育を担当する解剖学教室の主任および死体解剖資格を有する者等の責務）

- 4 医学部医学科または歯学部歯学科の系統解剖学教育を担当する教室の主任または死体解剖資

格を有する者（以下解剖学教室主任等と略す）は、申請を予定する所属教員の計画が予定通り行われるよう十分な配慮と指導を行い、申請の際に必要な解剖学の教育・研究・解剖の実績が適正な記録として残るよう配慮する。

特に、死体解剖資格認定要領 第二 認定の基準1(4)に該当する者としての申請を行おうとする者がいる場合、解剖学教室主任等は、申請予定者の所属教室の主任の了承を得た上で、死体解剖資格認定要領 第二 認定基準1(4)に該当する者として解剖学の教育・研究・解剖の実績が積めるよう、献体業務の実務も含めて系統解剖学の教育への参画や研究の実施について配慮と指導を行う。ただし、個々の事情に応じて、申請予定者および解剖学教室主任等双方の本務に支障が生じない範囲での対応となることはやむを得ないものとする。

#### (推薦状の作成)

- 5 死体解剖資格の申請にあたって、系統解剖学教育を担当する教室の主任または死体解剖有資格者は、各々の責任において、申請者が必要とされる解剖体数の経験を積み、系統解剖学の指導者として相応しい知識・技能・態度を習得し、直近2年間（医師または歯科医師）または5年間（医師・歯科医師以外）に解剖学の教育または研究を行っていたことを確認したのちに、推薦状を作成する。推薦状には、保存された記録に基づく申請者の解剖の経験、解剖学の教育と研究の実績、申請者が系統解剖学の指導者として相応しい知識・技能・態度を習得していると判断した根拠を含めること。さらに、申請者が遺族の感情に対する理解や遺体に対する尊崇の念を有するか否か、礼意を失することなく遺体を取り扱うことを十分理解しているか否かも記載すること。

註1 医学部医学科または歯学部歯学科以外の学部学科等に所属し、当該学科等において系統解剖学教育を担当する教員が、実習指導や実習標本の作製および研究等のために解剖資格を申請する場合。

註2 教員以外の技術員、大学院生、研究員等についても、死体解剖資格認定要領 第二 認定の基準1の(1)と(2)と同等以上の知識技能を有することが客観的な資料（履歴書、系統解剖学に関する研究業績や教育実績）によって証明できる場合には、死体解剖資格認定要領 第二 認定基準1(4)に該当する者としての申請が可能である。